

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2022年6月16日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・ グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・ サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合すると当行が判断した融資については、外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・ グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・ グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・ サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合すると当行が判断した融資については、外部評価を受けております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・ グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・ グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・ グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・ 当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については、外部評価を受けております。  
なお、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下のいずれかに該当する融資であること

- ・ 環境アセスメント実施済の再生可能エネルギー関連プロジェクトへの融資
- ・ 自主アセス実施義務、環境関連法令違反時の報告義務など、環境へのネガティブ事象への対処に関する借入人の確約事項が融資契約に定められており、かつ履行されている再生可能エネルギー関連プロジェクトへの融資

#### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、当行の決裁等手続規程に基づき、ソリューション営業部(法人向け貸出商品等を所管)およびサステナビリティ推進部(SDGs推進に関する事項等を所管)を担当する常務役員あて稟議にて定めております。

また、投融資にかかる当該基準への適合性については、企業支援部(貸出業務の統括、指導および監督に関する事項等を所管)にて、以下の2点を確認するプロセスを設け判断しております。

- (i)融資契約書にて、資金使途がグリーンローン原則等に定めるグリーンプロジェクト事業区分における「再生可能エネルギー」に該当していること
- (ii)融資契約書にて、自主アセス実施義務、環境関連法令違反時の報告義務など、環境へのネガティブ事象への対処に関する借入人の確約事項の記載があり、かつ該当の条項が履行されていること

### 2. 類型その2

#### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブインパクトファイナンス」（資金使途が限定されない融資・私募債）

次の5つの要件を満たす融資・私募債であること

- ①ポジティブインパクト金融原則（国連環境計画イニシアチブ<UNEP FI>）に適合すること
- ②融資先・私募債発行先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③融資実行・私募債起債後、期日までの間、融資先・私募債発行先自身が KPI の達成状況を年 1 回以上確認のうえ、当行に開示すること
- ④③における KPI の達成状況について、当行が年 1 回以上確認のうえ、融資先・私募債発行先より了承を得られた範囲で、当行ホームページ等にて開示すること
- ⑤ポジティブインパクトファイナンスとして外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

ソリューション営業部(法人向け貸出商品等を所管)にて制定したポジティブインパクトファイナンスの実施体系は、ポジティブインパクト金融原則への適合性について、独立した第三者機関による外部評価を受けております。

また当該実施体系のもと、ポジティブインパクト金融原則に適合していると当行が判断した融資・私募債については、外部評価を受けております。

以 上